

再 反 論 書 (2 回 目)

審査庁 (総務課長) 殿

平成 3 0 年 7 月 1 7 日

審査請求人 井原勝介 

6 月 2 0 日 付 け の 岩 国 市 長 の 再 弁 明 書 (2 回 目) (平 3 0 抛 整 第 1 5 1 号) に 対 し て 、 次 の 通 り 再 反 論 (2 回 目) す る 。

1 . 再 弁 明 書 の 1 に つ い て

(1) イ に つ い て

地方自治法第 9 6 条 が 制 限 列 挙 主 義 を と っ て お り 、 そ れ 以 外 の 事 項 に つ い て は 議 決 事 項 で は な い と す る 指 摘 は 、 そ の 通 り で あ る 。

し か し 、 本 件 の よ う な 外 国 の 機 関 と の 協 定 の 締 結 は 、 そ も そ も 法 の 予 定 し な い と こ ろ で あ り 、 単 に 法 を 形 式 的 に 適 用 す る の で は な く 、 地 方 自 治 の 趣 旨 に 立 ち 戻 っ て 考 え る 必 要 が あ る 。 そ の 場 合 、 団 体 の 意 思 決 定 は 議 会 が 行 い 、 市 長 は 執 行 機 関 で あ る と い う の が 大 原 則 で あ る 。

も ち ろ ん 、 明 文 の 規 定 は な く 現 行 法 上 の 議 決 事 項 で は な い が 、 本 件 の よ う に 、 市 民 の 権 利 利 益 に 関 す る 重 要 な 内 容 (政 治 的 行 為 の 禁 止 な ど) を 含 む 協 定 を 締 結 す る こ と は 、 市 長 の 執 行 権 の 範 囲 を 明 ら か に 逸 脱 し て お り 、 団 体 の 重 要 な 意 思 決 定 と し て 、 地 方 自 治 の 原 則 に 立 ち 返 り 議 会 の 承 認 を 受 け る べ き で あ り 、 少 な く と も 、 協 定 書 本 体 を 議 会 と 市 民 に 明 示 し て 説 明 す べ き で あ る 。

(2) ウ 及 び エ に つ い て

再 弁 明 書 (2 回 目) で は 、 本 件 協 定 を 同 条 第 1 項 第 5 号 に 該 当 す る 契 約 と 解 釈 し て 、 同 条 に 基 づ く 政 令 の 基 準 に 該 当 し な い 契 約 を 、 同 条 第 2 項 に よ り 条 例 で 議 決 事 項 と す る こ と は で き な い と し て い る が 、 以 下 の 理 由 に よ り 、 法 律 解 釈 の 誤 り で あ る 。

本 件 協 定 は 、 日 米 安 全 保 障 条 約 と 日 米 地 位 協 定 に よ り 特 別 な 法 的 地 位 を 与 え ら れ て い る 外 国 の 機 関 と の 間 に 締 結 さ れ る も の で あ り 、 自 由 な 意 思 表 示 に よ り 成 立 す る 契 約 と は 本 質 的 に 異 な る も の で あ る 。 法 的 に は 、 む し ろ 条 約 や 国 際 協 定 に 近 い も の と 考 え る べ き で あ る 。 す な わ ち 、 本 件 協 定 を 同 条 の 契 約 に 該 当 す る と の 前 提 は 、 法 律 解 釈 の 誤 り で あ る 。

な お 、 当 方 は 、 本 件 協 定 の 締 結 を 、 同 条 第 2 項 に 基 づ き 追 加 の 議 決 事 項 と し て 定 め る よ う 求 め て い る も の で は な い 。

2. 再弁明書の2について

再弁明書では、弁明書で既に弁明している内容や、本件処分に直接関係のないものについては改めて弁明しないとするが、反論書の記述のうち、非開示情報の複数該当、相手方の同意、第7条第7号の解釈、契約の履行、部分開示などの項目は、いずれも本件処分に関係する重要な論点であり、いずれに対しても、明確な根拠を示してきちんと反論すべきである。

3. 再弁明書の3について

再弁明書(2回目)では、当方が岩国市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第6号の非開示理由はアからオに限定されると主張しているとしているが、当方はそのような主張はしておらず、再反論書の趣旨を誤解している。

一般的に法令の規定は、その適用関係を明確にするために、規定の内容が重複することのないよう整理されている。

すなわち、再反論書3②に述べる通り、第6号はアからオまでを典型的な例として掲げ、それらに該当しない場合に本号柱書のその他事務に関する規定が適用されると考えるべきである。つまり、一つの情報が、本号イに該当して、同時にその他事務等に係る非開示理由にも該当するということはあり得ないと考えるべきであるが、この点に関する弁明がなされていない。

仮に、本件文書が第6号柱書に該当するとすれば、再反論書3③に述べる通り、相手方の意向だけではなく、その事務等の性質上どのような支障を及ぼすおそれがあるのか、具体的に明らかにすべきである。なお、「事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の内在的性格に照らして保護に値する場合のみ不開示にしようすることを明確にする趣旨であるとされている(再弁明書(2回目)別紙4の118ページを参照)。

また、ここに言う「支障を及ぼすおそれ」についても、『「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が当然に要求されることになる』とされている(別紙1松井茂記著「情報公開法」278ページ参照)。

4. 再弁明書の4について

条例第7条第6号イは、同号の事務等を処理する過程で行政が作成し保有する情報を開示することにより、その事務等の相手方を利することになり、事務等の適正な遂行に支障が生じるような場合を想定している。

つまり、本号の対象となるのは、必然的に相手方の知らない情報であり、その事務等の終了する前、すなわち事前の情報開示である。そのことは、反論書の第2の(3)で述べた通り、情報公開の手引きにおける第6号イの解説(用地買収の単価や訴訟に関する対処方針などの事前開示が対象とされている)を見れば明らかである。

また、松井茂記著「情報公開法」にも、「こちらの手の内を明らかにしてしまうと、交渉は相手方に一方的に有利となり、地方公共団体等の財産上の利益や当事者としての地位が不当に害されるおそれがある。この規定は、そのような手の内情報を保護するために設けられたものである」とされている（別紙1の281ページ参照）。

再弁明書では、同手引きを引用して、「反復される事務等については、将来の事務等の適性な遂行に支障が生じる場合も対象とされている」とするが、これは、事前の開示だけでなく、反復する場合には当該事務等の処理が終わった後も非開示の対象とするという意味である。つまり、開示の時期について弾力性を持たせただけで、非開示の対象とされる情報が相手方の知らない情報に限定されるという本号の基本的性質は何ら変わらない。

本件のように、相手方の知っている情報、相手方との合意事項を非開示とする根拠を本号に求めることは、不可能であり、本号の解釈を完全に誤っている。

まとめると、本号は、事務等の性質から、相手方が内容を事前に知ることにより、事務等の適正な遂行が妨げられるような場合を想定しており、公開することにより信頼関係が崩れ、それが事務の遂行に影響するという弁明書の論理を一概に否定するものではないが、だからと言って、本号の非開示理由に該当するわけではない。

5. 再弁明書の5について

再弁明書（2回目）では、「本件文書を開示した場合、国と米軍との信頼関係が損なわれ、共同使用に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすなどのおそれがある」ことから、条例第7条第6号イに該当するとしているが、岩国市は、国と米軍の関係についてこのように判断する立場になく、またそうした判断の根拠も示されていない。また、国は、本件審査請求の当事者ではなく、岩国市の意見照会に対する回答でも、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の非開示理由に該当するとしているが、岩国市が保有する本件文書に同法の適用はなく、国の主張には理由がない。

また、同弁明書では、「このことは、沖縄の同種裁判の控訴審判決でも認定されている」としているが、同裁判で開示請求の対象となっている文書には、共同使用の協定書だけでなく、協議の過程で米軍が提案した使用条件を記載した文書も含まれるなど、岩国の事例とは、共同使用の内容や経過、情報公開の対象となる文書の範囲、これまでに公開された情報の範囲などに大きな相違がある。また、同裁判で、国は、テロ等の危険性に言及するなど共同使用の事務の適正な遂行への影響や国の財産上の利益や当事者としての地位の侵害に対するおそれなどについて詳細かつ具体的に説明しているが、本件では、そのような説明は一切なされていない。従って、同裁判の判旨を本件に形式的に援用することは適当ではない。

6. まとめ

仮に、相手方との信頼関係を考慮する必要があるとしても、ただ約束だからというだけでは非開示の理由とならず、実質的に信頼関係を損ねる理由を具体的に説明する必要があることは、情報公開条例の趣旨からすれば当然のことである。

そうした観点からすれば、協定の締結に至るまでの議事録などはともかくとして、最終的な合意文書を公開することによりどのような不都合が生じるのか理解できない。そうした実質的な理由がなく、説明もできない、あるのは相手方の不同意だけであるなら、非開示の理由には該当しないというべきである。

さらに言えば、概要版により重要な内容は公開されているとされており、そうした公知の事実さえ開示できないという理由が全く理解できない。勘ぐれば、本件文書には、まだ他に不都合な事実が隠されているのではないかとの疑惑さえ生じる。もし、隠されている事実がないのであれば、疑惑を払拭するためにも、本件文書を公開すべきである。